

議第二十四号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法人（」の下に「当該法人との間に親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。）又は子会社（同条第三号に規定する子会社をいう。）の関係がある法人を含む。」を加え、「この項において」を削り、「令和六年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、「。以下「県税条例」という。」を削り、「及び県税条例」を「及び同条例」に改め、同条第二項中「又は対象期間に土地を取得した者との間に完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係をいう。以下同じ。）がある対象事業者」を削り、同項後段及び同条第三項を削り、同条第四項中「又は前項」を削り、同項を同条第三項とする。

附 則

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第二条第三項の規定による申請について適用する。

提 案 説 明

企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例の適用要件を見直し、その適用期間を延長するため、この条例を定めようとする。